

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	第4次北本市生涯学習推進計画
市民参画の手続の実施時期	令和5年5月から令和6年3月
市民参画を求める方法	附属機関等の開催（社会教育委員の会議）
対象施策が定められるまでの手順	① 北本市生涯学習推進計画策定委員会の開催 ② 社会教育委員の会議の開催 ③ パブリック・コメント手続の実施 ④ 北本市生涯学習推進計画策定委員会の開催 ⑤ 北本市生涯学習推進計画の策定
担当課名	教育部生涯学習課
特記事項	